

(仮称)「北広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例」  
(仮称)「北広島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の制定について

## 1 概要

平成 25 年 6 月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が交付されたことにもない、介護保険法の一部の改正が行われました。

これにより、厚生労働省が一律で定めていた介護予防支援事業に係る基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。

## 2 条例内容

### 【根拠となる法令】

- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66（地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（平成18年厚生労働省令37号）
- ・介護保険法115条の24第1項、第115条の24第2項及び第115条の46第4項

基準の分類	解釈	項目
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることはできない。	地域包括支援センター ・職員に係る基準及び職員数 介護予防支援 ・管理者、従業員に係る基準及び職員数 ・内容及び手続の説明及び同意 ・サービス提供拒否の禁止 ・秘密保持 ・事故発生時の対応
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果として、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。	上記以外の基準 地域包括支援センター 介護予防支援

### 3 条例に対する当市の考え方

現行の省令が必要最低限の基準であり、各サービス事業所はその省令を遵守することで適切な運営を行っていることから、現行省令の内容を基本として制定します。

当市の北広島市地域包括支援センター及び介護予防支援事業所について、より適切な運営を図るための独自基準を検討した結果、「従うべき基準」については、省令と異なる基準とするような地域特性が認められないことから、現行省令どおりの内容とします。

「参酌すべき基準」については、各サービスともに記録の保存年限が2年となっていますが、事業者が不適正な介護報酬を受取った場合、市が返還請求することとなり、当該請求の時効が地方自治法第236条の規定により、5年であることから、記録の保存期間を5年とします。

平成26年4月1日より北広島市暴力団の排除の推進に関する条例が施行されたことから、条例の基本理念に基づき、暴力団排除基準をいれることとします。

### 4 スケジュール

平成26年第4回定例会に提出し、平成27年4月1日施行予定

### 5 担当

北広島市保健福祉部高齢者支援課（内線818）